

## 移住サポートセンターより

函館に移り住む際のお問合せで、一番多いのが、住まいに関するご質問です。

教育・医療・交通環境などが異なります。エリア・住まい選びは慎重に！住まいに対する子育て世帯への心強い支援が、函館市の制度でありますので、ご紹介します。

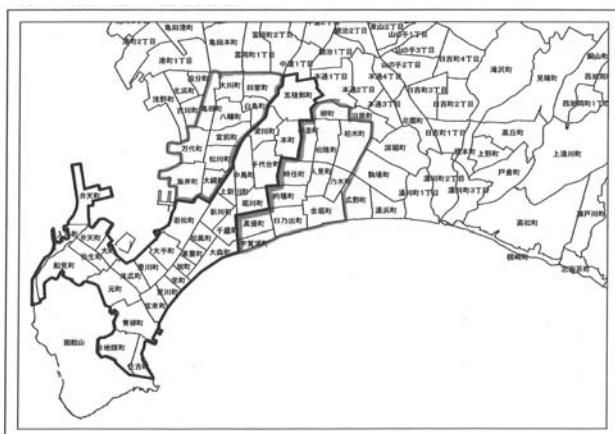
**子育て世帯限定  
あなたの家賃を補助します！**

最大15,000円／月の補助が受けられます。最大16年間(192ヶ月)補助の予定です。

ヤングファミリー住まいりんぐ支援事業は、西部地区および中央部地区のアパートや戸建住宅などの民間賃貸住宅に入居する子育て世帯に対して、家賃の一部を補助することにより、空家の活用と若年層の定住を促進し、活力あるまちづくりを進めることを目的としています。

### 対象となる世帯

- ① 中学校卒業前の子と同居する世帯で、その子を扶養する者がその子の親・兄弟姉妹・伯叔父母であること。
- ② 補助対象地区外の区域に1年を



超えて継続して住所（住民票上の住所）を定めていたこと。

③ 補助対象地区内に転入してから1年以内の子育て世帯であること。平成28年5月10日以降に補助対象地区内に転入した夫婦世帯については、第子が誕生し子育て世帯となつてから1年以内であること。

④ 入居する民間賃貸住宅が、下記「民間賃貸住宅とは」の要件を満たしていること。

⑤ 世帯の所得（入居者全員の所得の合計）が、月額31万3千円以下であること。

● 補助対象地区とは太線内の区域（51町）です。

### ● 民間賃貸住宅とは

建物所有者と入居者との間で賃貸借契約を締結し、自己の居住の用に供する住宅です。また、次の条件を満たすことが必要です。

① 原則、昭和56年6月1日以降に建設された住宅であること。

② 住戸専用面積が40m<sup>2</sup>以上であること。

③ 次に掲げる住宅に該当しないこと。

ア 市営・道営住宅などの公的賃貸住宅（特定公共賃貸住宅を除く）イ 社宅、官舎、寮などの給与住宅ウ 所有者または家賃の受領者が世帯主または同居者である住宅

● 続きが必要です。

③ 補助金の交付時期  
交付開始分から9月分までの家賃に対する補助金は10月末に、10月分から翌年3月分までの家賃に対する補助金は4月末に交付予定です。（後払

いです。）

（函館市より抜粋）

その他、詳細については、函館市都市建設部住宅課（電話0138-21-133385）にお問合せください。

● 計算方法

① 補助金月額  
家賃から住宅手当を引いた額が3万円を超えた分を補助します。

ただし、1万5千円を限度とします。（千円未満は切捨て）

● 計算方法  
補助金月額＝家賃（住宅手当）3万円と1万5千円のうち、小さい方の額と家賃とは

賃貸借契約に定められた賃借料です。（管理費、共益費および駐車場使用料などは除きます。）

### ② 補助期間

補助開始月から同居する子が中学校を卒業する月まで、かつ、192ヶ月以内です。ただし、毎年度 更新申請手

移住を考えている方へ

函館市地域交流  
まちづくりセンター  
移住サポートセンター

■ 電話 / 0138-22-9700  
■ 開設時間 / 9時～21時  
■ 開設日 / 無休（休館日を除く）